

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和2年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年1月5日

沼津市監査委員 大川 正 博  
同 宇佐美 文 男  
同 高 橋 達 也

沼 監 第 46 号  
令和 3 年 1 月 5 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博  
同 宇佐美 文 男  
同 高 橋 達 也

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 戸田診療所  
所管課名 市民福祉部 健康づくり課  
指定管理者名 公益社団法人 地域医療振興協会

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る令和元年度の収入支出その他の事務の執行状況

4 監 査 の 期 間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 25 日まで

## 5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

## 6 監査の結果

指定管理者については、公の施設をおおむね適正に管理されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

## [監査の概要]

公益社団法人 地域医療振興協会

### 1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査  
(戸田診療所の指定管理者)

### 2 施設の概要

「戸田診療所」は、沼津市南部の豊かな自然環境の中にあり、戸田地区唯一の医療機関として、保険診療と保健予防活動を行い、地域住民の医療はもとより、観光客への対応も期待されている施設である。

平成14年度に現在の場所に開設された施設は、明るくモダンなデザインで地区住民の交流の場ともなっている。診療所内には、全身用X線CTスキャナー装置、レントゲン、超音波診断装置などの医療機器を揃え、内科、外科、小児科、皮膚科の診療に対応している。開所から18年が経過し、施設の一部で老朽化が見られるものの、適切な修繕がなされ、快適な診療環境が整えられている。

平成17年度からは指定管理者制度を導入し、公設民営の公の施設として、市と指定管理者が役割分担をしながら施設の管理運営を行っている。

現在は、平成26年度から引き続き、公益社団法人 地域医療振興協会が沼津市の指定管理者（指定期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）として管理運営を行っている。

### 3 指定管理に係る収入支出の執行状況（令和元年度）

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

前年度繰越額	収入合計	支出合計	収支差引額	翌年度繰越額
59,646,163円	162,478,671 円	138,107,818 円	24,370,853円	84,017,016円

収入の主なものは、外来診療収益等の事業収益159,426千円である。

支出の主なものは、給与費等の事業費用127,270千円である。

### 4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、沼津市戸田診療所条例、基本協定書等に基づく管理業務であり、主には医療法の規定による保険診療及び診療所の施設、設備等の維持管理に関する業務等である。

また上記の業務のほか、地域住民への健康診断等や介護分野との連携などの自主事業や往診等も行っており、きめ細やかな対応をしている。

戸田診療所の経営状況であるが、令和元年度の延べ利用者数は19,672人で1人当たりの平均医療費は、7,147円であり、収支の差引額は24,371千円であった。

当該施設は外来診療収益等の利用料金制度により運営しており、医師の給与費等の事業支出は、ほぼ利用料金の収入によって賄われている。

令和元年度に実施された利用者アンケートは、おおむね高評価であり、自由記載欄に寄せられた要望についても即座に対応している。これらのことから、地域住民に信頼される施設として、着実な運営をされていることが伺える。

今後とも戸田地区における地域保健医療の確保と更なる質の向上に取り組み、地域住民の福祉の増進を図るよう取り組まれない。

指定管理業務についてはおおむね適正に実施されているものと認められたが、留意事項を以下に述べる。

(1) 留意事項

ア 現金の適正な管理について

令和元年度は、釣銭金として7万5千円分を取り扱う中で、3件の現金不足があり、そのうち1件は1万円の現金不足であった。原因はヒューマンエラーと思われる。今後の対応として、自動釣銭機等の器械導入も検討されているようだが、リスクの軽減に取り組まれない。

なおその他の小口現金等の管理は、内部の管理マニュアルに従い、複数名での確認を行うなどの運用がなされていた。引き続き適正な管理をされたい。

イ 会計帳簿等の適正な運用について

会計帳簿等に、過年度の誤った処理が残ったままであり、また従業員預り金についても会計処理上、是正すべき点が見られた。会計帳簿等は正確に管理されるべきであり、速やかに適正な処理をされたい。また未回収の債権についても適切な処理をされたい。

ウ 保安警備体制の強化について

基本協定書等に基づく、戸田診療所の保安警備体制について、警備記録等を確認したところ、施設を施錠する際の警備記録は備えられており、有事の際は速やかに対応できる体制とのことであった。

しかしながら当該施設には、高額の医療機器や個人情報が多く保管されているため、市所管課とも協議の上、今後更なる保安警備体制の強化を検討されたい。